

粟島浦村

クラウド型防災・安全情報伝達システム整備事業

企画提案書及び見積作成要領

令和6年7月

新潟県粟島浦村

# 企画提案書及び見積作成要領

## 1. 企画提案書（提案概要）

ネットワーク機器の提案に対する基本的な考え方及びに取り組み方針等については、既存の防災情報システムとの綿密な連携及び今後の村内情報ネットワーク網の維持、発展を踏まえて以下の分類に沿い、特に配慮した点を含め、提案すること。

### (1) 基本事項

- ① 提案者の会社概要
- ② 提案者のネットワーク機器の納入（工事）実績
- ③ 既存の防災情報システム（IP 告知システム）との連携方法
- ④ 提案するネットワーク機器の安定性の確保（堅牢性と冗長性）
- ⑤ 情報セキュリティの確保の体制
- ⑥ ネットワーク機器の更新工法
- ⑦ ネットワーク機器導入後の保守体制

### (2) 完成期限

令和6年度中(契約日から令和7年3月18日)の完成とする。

## 2. 見積書

企画提案書に記載されている内容の費用等について、以下の分類に沿い見積書を提出すること。

- (1) ネットワーク機器費
- (2) 設置作業費
- (3) 保守・運用費

## 3. プロポーザルの方法

公募型プロポーザルにより、契約候補者を決定する。

## 4. 提案者の要件等

- (1) 提案者の形態は単体企業または共同企業体とする。
- (2) 【単体企業】県内業者（新潟県内に主たる営業所を有し、機器運用中に障害が発生した際にかなる場合も24時間以内に現地で障害対応が可能）であること。

【共同企業体】代表者は県内業者（新潟県内に主たる営業所を有し、機器運用中に障害が発生した際にいかなる場合も24時間以内に現地で障害対応が可能）であること。

- (3) 平成20年度以降に、公共施設等に係る同種業務または類似業務を受注し、かつ履行した実績を有する者。
- (4) 建設業法の規定に基づき、適正な技術者を工事に専任で配置できること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に規定する再生手続開始の申立てがあった者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定がされたものを除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に規定する更生手続開始の申立てがあった者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定がされたものを除く。）でないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
- (7) 提案募集に係る公告の日から契約候補者の選定の日までの期間に、粟島浦村工事請負契約等に係る入札参加停止措置要綱に規定する入札参加停止の期間中の者でないこと。
- (8) 地方税及び国税の滞納がないこと。

## 5. 審査方法

- (1) 提出された提案書と見積書について、粟島浦村で組織する審査委員会が選定する。優先交渉権者の選定にあたっては審査委員会が定める審査方法により、総合的に最も優れた提案をした1社を選定し、その者を本事業の業務委託契約者の優先交渉権者とする。
- (2) 評価方法

評価対象	配点
基本事項(業務理解)	20
組織体制・実施体制	20
提案内容	30
見積価格	30
合 計	100

### (3) 評価基準

評価区分	評価項目	配点
基本事項(業務理解)	業務の理解度	10
	本村の現況・特有の課題への理解	10
組織体制・実施体制	国や地方公共団体への同種・同業務実績	10
	適切な業務提供できる実施体制	10
提案内容 可用性・将来性・保守体制・セキュリティ対策	機器の堅牢性、冗長性	10
	拡張性があり、将来のネットワーク増設に対応できるか	5
	導入後の保守体制、リモートメンテナンスやバージョンアップの対応	10
	提案は、IT 調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続きに関する申合せ(平成 30 年 12 月 10 日関係省庁)準拠	5
見積価格	見積価格	15
	導入後 1 年後から 3 年間の保守料金	15
合 計		100

## 6. 審査結果

審査結果は、企画提案書を提出したすべての企画提案事業者に通知する。なお、審査結果に関する一切の意義等は受け付けない。

## 7. 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期間経過後に書類の提出があった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 企画提案書を提出したものが、審査委員会員又は関係者と本計画に関する接触を求めた場合
- (4) その他、審査員が不相当と認めた場合

## 8. 提出書類

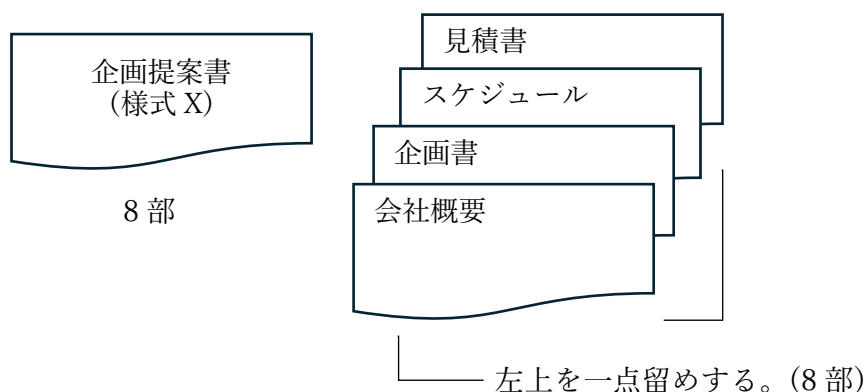
### (1) 企画提案書類の提出

企画提案書については、企画提案書を提出するものが、粟島浦村ネットワーク機器の調達に係わる企画提案書及び見積の提出について、本事業スケジュールに定める日時までに提出するものとする。

- ① 企画提案書
- ② 納入機器明細書
- ③ 見積書、見積内訳書
- ④ 会社概要（任意様式）
- ⑤ 企画提案書受領書返信用封筒（持参の場合不要）  
※送付先明記のうえ切手を貼付する。（140 円切手）

### (2) 提案書類の注意事項

- ① 提出書類はすべて 8 部とする。
- ② 印刷物とは別にデジタルデータ（PDF 形式）を提出する。（1 枚/CD-R 媒体）
- ③ 企画書に下記、参考図を添付すること。  
ア. 全体システム構成図
- ④ 工程表（スケジュール）は契約締結から履行期限までのスケジュールを記述すること。
- ⑤ 企画提案書は原則として A4 判とする。なお、図面等本様式によることが、困難なものについては、この限りではない。
- ⑥ 書類の綴り方  
提出部数をまとめて提出する。  
右上に整理番号を記載



### (3) 共同事業体にする参加条件

共同事業体で応募する場合は、共同体における応募者の構成員間における責任分担、出資割合、権利義務の譲渡の制限等につき、共同体構成時の協定書に準じた書面を作成し、構成員総員で記名捺印のうえ提出すること。

### (4) 提出方法

提出方法は一括して封筒（指定なし）に入れ、粟島浦村役場まで持参、または書留扱いの郵送（期限までに配達されたものに限る。）で提出する。

なお、本村は、郵送中の事故に伴う損害に関しては一切の責任を負わないものとする。

### (5) 再提出等

提出した書類の再提出、差し替え及び修正は認めないものとする。

## 9. スケジュール

番号	内容	期間
1	募集開始	令和 6 年 7 月 24 日（水曜日） ホームページに掲載
2	質問受付	令和 6 年 7 月 24 日（水曜日）～ 令和 6 年 7 月 29 日（月曜日）17 時まで に電子メールで送付
3	質問回答	令和 6 年 7 月 30 日（火曜日）
4	プロポーザル参加申込書の提出	令和 6 年 7 月 31 日（水曜日）17 時必着
5	プロポーザル参加受領の通知	令和 6 年 8 月 2 日（金曜日）正午までに電 子メールで通知
6	プロポーザル企画提案書の提出	令和 6 年 8 月 6 日（火曜日）17 時必着
7	プロポーザル企画提案書の受領 の通知	令和 6 年 8 月 6 日（火曜日）18 時までに電 子メールで通知
8	プレゼンテーション	令和 6 年 8 月 8 日（木曜日）13 時～15 時
9	企画提案書審査会	令和 6 年 8 月 8 日（木曜日）
10	選定結果の通知	令和 6 年 8 月 30 日（金曜日）
11	契約締結	令和 6 年 9 月中旬

## 10. プレゼンテーション方法

- ① プレゼンテーションの場所は粟島浦村公民館とする。
- ② プレゼンテーションの参加は最大 6 名までの入室とする。
- ③ プレゼンテーションで求める内容は企画提案書の表現を補足する。
- ④ 追加説明及び、審査委員からの質疑応答とする。
- ⑤ 持ち時間として、30 分、ヒアリング 20 分以内程度とする。
- ⑥ プレゼンテーションでプロジェクタの使用を認める（写真・イラスト）が、提出資料の範囲内とする。
- ⑦ プレゼンテーション参加に係る費用はすべて企画提案業者負担とする。

## 11. その他

- ① 提案内容に関する照会先を明記すること。
- ② 提出資料作成に係わる費用については、企画提案事業者負担とする。
- ③ 企画提案業者が提出されたすべての資料は、村に帰属するものとし、一切返却しない。
- ④ 本事業で採用した提案内容は、村との協議により変更することがある。
- ⑤ 施工者はプロポーザルで提出した内容で施工を原則とし、真に必要な場合を除き、安易なルート変更や資材変更による変更契約は認めないものとする。
- ⑥ 選定結果等の詳細については公表せず、またその結果等についての異議、質疑等は受け付けない。
- ⑦ 本プロポーザルで知り得た情報は漏洩・並びに他に口外しない事を遵守すること。

## 12. 問い合わせ先・提案書等提出先

住所：〒958-0061 新潟県岩船郡粟島浦村字日ノ見山 1513-11

電話：0254-55-2111 担当：粟島浦村総務課情報政策係

メールアドレス：2024.proposal@vill.awashimaura.lg.jp